C&LPS-B99001-20 令和 2年 4月20日 改正

航空機用機器工具一般共通仕様書

航空自衛隊 補給本部

目 次

1	総	則 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1.1		適用氧	囲		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1. 2		用語及	とび	定	義		•	•		•			•			•	•	•	•	•	•	•		•				•		•	•		1
1.3		引用文	書	:	•		•	•		•			•			•	•	•	•	•	•	•		•				•		•	•		2
2	製	品に関	す	る	要	求							•			•				•		•								•			3
2. 1		一般	•	•	•								•			•				•		•								•			3
2. 2		設計条	€件		•							•	•			•				•	•											•	3
2. 2.	1	安全	<u>-</u>	•	•								•			•				•		•								•			3
2. 2.	2	排力	<	•	•		•	•		•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	3
2. 2.	3	強度	Ę.	剛	性							•	•			•	•	•		•													3
2. 2.	4	機重	カ性		•								•			•				•													3
2. 2.	5	輸迫	<u> </u>	•	•											•				•													4
2. 2.	6	燃料	4の	補	給		給	油					•			•				•													4
2. 2.	7	整備	Ħ	•	•											•				•													4
2. 2.	8	配置	1	•	•								•			•				•													4
2. 2.	9	運転	品時	間				•		•			•			•	•		•	•								•					4
2. 3		材料・	部	品									•			•				•													5
2. 4		加エカ	法		•			•		•			•			•	•		•	•								•					5
2. 4.	1	一般	ž	•	•								•			•				•													5
2. 4.	2	加ユ	精	度				•		•			•			•	•		•	•								•					5
2. 5		互換性	Ė	•	•								•			•				•													5
2. 6		表面処	理	<u> </u>	•											•				•													5
2. 6.	1	一般	ž	•	•								•			•				•													5
2. 6.	2	めっ	き	•	金	属	表	面	の	処	理		•			•				•		•								•			5
2. 6.	3	塗装	Ę	•	•								•			•				•													6
2. 7		製品の)表	示									•			•				•		•								•			6
2. 7.	1	契約	亦	適	合	の	修	補	等	請	求	期	限	の	表	示				•	•											•	6
2. 7.	2	使用	可	能	(合	格)	物	品	票	の	表	示		•				•		•								•			6
2. 7.	3	注意	事	項			•	•		•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	7
3	出	荷条件	ŧ	•	•								•			•				•		•								•			7
3. 1		包装		•	•								•			•				•													7
4	そ	の他の)指	示									•			•				•		•								•			7
4. 1		提出書	類	į																													7
4. 2		承認用	図	面	等																												7
仕事	_	1 済	宇壮	玄	73	7 K	梅	淮	伍																								Q

	航	空自衛	隊	仕	様	書				
仕様書の	内容による分類	装	備	Ħ	品	等	仕	様	書	
種 類	性質による分類	共		通		仕	梼	ŧ	書	
物品番号						仕	様	書 番	: 号	
					C &	LP	S – B	990	01-	- 2 0
品 名								年	月	B
774	航空機用機器工具		作	成	昭和2	29年1	0月	1日		
又は					34	•	平成2	29年	8月	1日
件 名					改	正	令和	2年	4月:	20日
					作员隊等		裤	捕 給	本音	部

1 総則

1.1 適用範囲

適用範囲は, 次による。

- a) この仕様書は、航空自衛隊で使用する航空機用機器工具等(以下、"機器等"という。)に適用する一般共通事項について規定する。
- b) 機器等とは、次のものとする。
 - 1) 航空機整備用機器及び工具等
 - 2) 航空機整備用機器を駆動する原動力あるいは、その他のエネルギー源となる機械及 び装置
 - 3) 航空機の部品を加工する工作機械及び工具類
 - 4) 航空機, 同部品又は関連機器の点検測定及び調整するための測定及び検査用装置類
 - 5) 整備用教育訓練機器並びに装置類

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2 によるほか、次による。

1.2.1 互換性

全く同等の性能,耐久性を発揮できるような機能,構造を有し,改修又は他の品目を組み合わせることなく,相互に交換使用できることをいう。

1.2.2 構成品(COMPONENT)

主品目(キット,セットを含む。)又は組部品を構成する主部品となる単体をいい,キット又はセットの場合は個々の内容品をいう。

1.2.3 附属品(ACCESSORY)

単体又は数個の単体からなる補助装置で主品目とともに使用し、その効果を完全ならしめる目的のために使用されるが、特に基本的な機能を変化又は助長させるものとならないものをいう。

名 **航空機用機器工具一般共通仕様書**

1.3 引用文書

品

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札後当該文書に改正があった場合には、その適用について契約担当官等を通じて調達要求元と協議のうえ当該文書の改正版によることができる。

なお,引用文書に定める事項と相違する場合には、法令等を除き、この仕様書が優先する。

a)規格

JIS	В	0 4 0 1	製品の幾何特性仕様
JIS	В	0 4 0 5	普通公差
JIS	В	0408	金属プレス加工品の普通寸法公差
JIS	В	0410	金属板せん断加工品の普通公差
JIS	В	0411	金属焼結品普通許容差
JIS	Н	8601	アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜
JIS	Н	8610	電気亜鉛めっき
JIS	Н	8611	電気カドミウムめっき
JIS	Н	8615	工業用クロムめっき
JIS	Н	8617	ニッケルめっき及びニッケル・クロムめっき
JIS	Н	8621	工業用銀めっき
JIS	Н	8 6 4 1	溶融亜鉛めっき
JIS	Н	8651	マグネシウム及びマグネシウム合金の化成皮膜及び陽極酸
			化皮膜
JIS	Z	9101	安全色及び安全標識
NDS	G	8 1 0 1	金属部品表面処理通則
NDS	G	8 1 0 2	鉄鋼表面の洗浄処理及び塗装下地処理
NDS	G	8 1 0 3	鉄鋼用りん酸塩皮膜
NDS	G	8 1 0 4	鉄鋼用黒色酸化皮膜
NDS	Н	8601	アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜
NDS	Н	8610	亜鉛めっき (電気めっき)
NDS	Н	8612	カドミウムめっき (電気めっき)
NDS	Z	8 2 0 1	標準色
从##			

b) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書 C&LPS-A00004 航空機用部品包装共通仕様書

c) 法令等

高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 装備品等の製造設備等の認定に関する訓令 (昭和50年防衛庁訓令第44号) 航空自衛隊物品管理補給手続 (JAFR 125) 名 航空機用機器工具一般共通仕様書

2 製品に関する要求

2.1 一般

品

機器等は、国産又は輸入による新品を原則とする。

2.2 設計条件

設計条件は、C&LPS-YOOOO7の2.1 によるほか、次による。

2.2.1 安全

安全は、次による。

- a) 通常の使用状態で、操作員が接触するおそれのある運動部分及び高温部分は、適切な 保護装置を設けるものとする。
- b) 電気を使用している機器等については、感電、その他の原因で操作員に危害を与える ことがないようインターロック、アース又は囲いの危害予防処置を施すものとする。
- c) 引火、漏電又は爆発のため、操作員が危険にさらされることがないように火災予防処置を施すものとする。また、特定の条件で火災が発生する可能性のあるものは、適切な消化対策を講ずるか又は消火器を取り付けるものとする。
- d) 使用中にゆるみが生じて、危険な状態になるおそれがある部分は、抜け止め又はゆる み止めの処置を施すものとする。

2.2.2 排水

機器等のカバー及び囲いには、適当な水切りをつけ操作員、計器板又は囲いの中に水がかかったり、入ったりしないようにするものとする。また、囲いの底は水がたまらないように、排水孔を設けるものとする。

2.2.3 強度・剛性

機器等に使用する金属板などは、構造上必要な強度及び剛性を十分に保有できるように 考慮するものとし、ドアなどは、繰り返し使用に耐え、変形などしないものとする。

2.2.4 機動性

機動性は,次による。

- a) 使用目的上,移動可能であることを要求されている機器等は,それぞれの特性に応じて,優れた機動性を有するよう設計する。
- b) 自走式の機器の有する制御装置は、次に適合するものとする。
 - 1) 堅ろうで、移動に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触などにより損傷を生じないように取り付ける。
 - 2) 主制動装置(移動中の機器等の制動に常用する制動装置を言う。)は、後車輪を含む半数以上の車輪を制動する。
 - 3) 制動能力の測定は、乾燥した平坦な舗装路面又は1/5こう配の舗装路面で行うものとする(機器等の本体のみ)。
- c) 被けん引式の機器等の有する制動装置は、次の各号に適合するものとする。
 - 1) 堅ろうで、移動に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等などにより損傷を生じないように取り付けるものとする。

品 名

航空機用機器工具一般共通仕様書

- 2) 制動能力の測定は、乾燥した1/5こう配の舗装路面で行うものとする。 (機器等の本体のみ)
- d) 機器等の運動を制止する必要があるものについては、制動ができるように考慮する。

2.2.5 輸送

輸送は、次による。

- a) 鉄道による輸送は、鉄道輸送の積載限界を超えないように考慮し、このため機器等を 分解を必要とする場合は、分解及び組立てが容易な構造とする。
- b) 自動車による輸送は、航空自衛隊保有の車輌による陸上輸送が可能なものとする。
- c) 航空機による輸送は、航空自衛隊保有の輸送機による空輸が可能なものとする。
- d) 取扱いに作業員2名以上を必要とする機器等及び構成品については、機器等が使用される部隊で保有する運搬器材で吊り上げ可能なように、吊り上げ金具を設ける又は、 吊り上げ可能なように考慮する。

2.2.6 燃料の補給・給油

燃料の補給及び給油は、次による。

- a) 燃料補給口及び給油口(以下, "給油口等"という。)は,給油に十分な大きさを有し,かつ,給油作業が,できる限り容易な位置に設けるものとする。
- b) 燃料及び作動油のタンクの周囲に囲いがあるときは、こぼれた余分の燃料及び作動油が囲いの中にたまったり又は囲いの上を伝わったりすることなく、外側に排出できる 構造とする。
- c) 燃料タンクには、排気孔を設けるものとする。
- d) 使用燃料及び作動油の種類並びに容量を給油口等の近くに明示する。
- e) 給油口等のキャップは、容易に取り扱いができるように考慮する。

2.2.7 整備

整備は、次による。

- a) 機器等及び構成品は、航空自衛隊で使用する標準的な工具により、点検及び整備作業 が容易にできる整備性を考慮して製作する。
- b) 動力を使用する機器等は、原則として積算時間計を付するものとする。

2.2.8 配置

配置は,次による。

- a) 正常な作業をしているとき操作しなければならない装置は、身体をかがめたり、伸ば したり又は補助台を使用しなくとも操作できるものとする。
- b) 正常な作業を行うとき使用する計器類は、原則として同一計器板に取り付けるものとする。また、コントロールとコントロール指示計は、接近した位置におくものとし、計器類はできる限りそれぞれの系統別にまとめて配置するものとする。

2.2.9 運転時間

機器等は、ある一定の使用条件に設定したとき、燃料補給又は再調整をすることなく、少なくとも4時間は運転できるものとする。

航空機用機器工具一般共通仕様書

2.3 材料 · 部品

品

名

材料及び部品は、C&LPS-Y00007の2.2 による。

なお、材料及び部品のうち**装備品等の製造設備等の認定に関する訓令の第4条**で定める 指定品目に該当するものについては、認定検査に合格したものでなければならない。

2.4 加工方法

2.4.1 一般

加工方法は、機器等として十分な機能を発揮し得るよう適切な方法を選択して行うものとし、経済的で欠陥の生じないよう配慮する。

2.4.2 加工精度

機器等の加工精度は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、それぞれの加工方法を考慮した上で、次の規格によるものとする。

- a) JIS B 0401
- b) JIS B 0405
- c) JIS B 0408
- d) JIS B 0410
- e) JIS B 0411

2.5 互換性

同一業者の同一部品番号を有する部品は、相互に互換性を有するものとする。

2.6 表面処理

2.6.1 一般

一般は,次による。

- a) 機器等,附属品及び予備品の金属部分の表面処理に用いる材料は,その使用目的に適合したJIS,NDS,JEC(電気規格調査会標準規格),DSPなどの標準規格のものを選択,使用する。
- b) めっき、化成処理又は塗装を行う前に、表面は油脂、ハンダ、フラックス、砂、さび、スケール、その他の表面処理の十分な適用を妨げるおそれのあるすべての汚れ及び腐食生成物を取除く適切な洗浄処理を行うものとする。
- c) ロックシーム, 重ね継手, 点溶接, その他の方法で組立てられる部品(ハンダ, ロウ付け, 溶接, 型成形などを除く。) に, めっき, 化成処理の無機質表面処理を行う場合には, 通常組立て前に処理する。
- d) 特に熱放散を考慮する必要のあるときは、有効な熱放散率を与える表面処理を施すも のとする。

2.6.2 めっき・金属表面の処理

2.6.2.1 めっき

次のめっきを行うときは、原則としてそれぞれの規格により実施する。

- a) 銀めっき JIS H 8621
- b) ニッケル及びクロムめっき(鉄素地・銅合金素地・亜鉛金素地)JIS H 8617

品 名

航空機用機器工具一般共通仕様書

- c) クロムめっき JIS H 8615
- d) 亜鉛めっき 亜鉛めっきは、次による。

JIS H 8610

JIS H 8641

NDS H 8610

e) カドミウムめっき カドミウムめっきは,次による。

JIS H 8611

NDS H 8612

2.6.2.2 金属表面の処理

次の金属表面の処理を行うときは、原則としてそれぞれの規格により実施する。

a) 鉄鋼 鉄鋼は,次による。

NDS G 8102

NDS G 8103

NDS G 8104

b) **アルミニウム及びアルミニウム合金** アルミニウム及びアルミニウム合金は、次による。

JIS H 8601

NDS H 8601

- c) マグネシウム合金 JIS H 8651
- 2.6.3 塗装

塗装は,次による。

- a) 塗装は、C&LPS-Y00007の2.3 によるものとし、塗装系及び標準色については、**付表1**による。
- b) **高圧ガス保安法**の適用をうける機器等の塗装色については**, 高圧ガス保安法**の定める ところによる。
- c) a) に規定されない場合及びより難い場合は、承認図面等による。
- 2.7 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-Y00007の2.4 によるほか、次による。

2.7.1 契約不適合の修補等請求期限の表示

契約不適合の修補等請求期限の表示は、調達品目表で"#"印を付した品目に表示する。

2.7.2 使用可能(合格)物品票の表示

使用可能(合格)物品票の表示は、次による。

- a) 一般は次による。
 - 1) 機器等には, 航空自衛隊物品管理補給手続第5章第3節により, 原則として, 一品 ごとに使用可能(合格)物品票(以下, "物品票"という。)を表示するものとす る。ただし, 次の場合を除くものとする。
 - 1.1) 主品目に取り付けられている部品。

品 名

航空機用機器工具一般共通仕様書

- 1.2) 保管されている整梱内容品。ただし、それぞれの包装(個装及び内装)の外側には、物品票を表示する。
- 2) 物品票は、その機器等の状態及び条件により2枚以上添付することができる。
- 3) 物品票は、機器等に確実に添付することができないときは、貼りつけるものとする。
- b) 物品票の記載要領は、**C&LPS-YOOO7**の2.4.7 による。

2.7.3 注意事項

注意事項は、次による。

- a) 消耗品は、名称(品名),物品番号、製造年月、製造業者及び保存に対する注意事項 (有効期間、要領)を帯封紙及びカードに記載(印刷又は刷り込み)し、完全に消費 されるまで抹消されないよう配慮する。
- b) 容器に収納される工具セット類又は附属品,予備品で,品目数が多く銘板によること が適当でないと認められる場合には,印刷物を可視性(無色透明)のケースに入れ, 鎖をもって本体に取り付けるものとする。
- c) セットの容器が2個以上になる場合には、組数を明瞭にするため1/2, 2/2のように総容器数を分母にして表示する。
- d) 銘板は、機器等全体として必要であるとともに、その主要部分のおのおのにも必要と するので、これらにも特有の要目に関する銘板を付するものとする。
- 3 出荷条件
- 3.1 包装

包装に関する要求については、C&LPS-A00004によるほか、次による。

3.1.1 包装のレベル

包装のレベルは、仕様書等で指定する場合を除いて、原則として商慣習による。

3.1.2 包装の表示

包装の表示は、C&LPS-A00004による。

- 4 その他の指示
- 4.1 提出書類

提出書類は、C&LPS-YOOOO7の4.1 によるほか、地上器材来歴記録を提出する。

なお、地上器材来歴記録の様式は、調達要求元の所定とする。

4.2 承認用図面等

契約の相手方は, 2.6.3 c) の場合は, C&LPS-YOOOO7の4.3 により承認用図面等を提出する。

付表 1 - 塗装系及び標準色

分類 小分類		器材別	塗装系	標	準色(NDS Z 820	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
万 類	小分類	新 · 例 · 別	(NDS G 8101)	色 名	色の表示記号	色記号	在 記
		コンプレッサ, クリーナ, 投光器類	22.2又は22.4	山吹色(3)	10YR 7.5/14	2309	
	屋外移動式機器類	給油器類, 特殊工具箱等		F / L (0)	10111 110, 11	2000	
		コンプレッサ(20mm弾搭載用),投光器(けん引式)					
フライトライン上ま	自走及び被けん引 器材類	電源車,起動車,高所整備台,(I型,B-2型),リフト・トラック,油圧装置試験器及びグランド・クーラ(エンジン駆動型),グランド・ヒータ,けん引棒,トレーラ(弾薬ミサイル運搬用),ローダー・モービル(20mm弾運搬搭載用ドリー),リンクレス・アミニッション・ローダー(20mm弾搭載用)	22.2又は22.4	OD色	7.5Y 3/1	2314	
たは, その付近及 びハンガーで使 用する器材(外		エンジン・ドーリ,酸素トレーラー,窒素トレーラー,液酸タンク類,整備トレーラー,油圧装置試験器及びグランド・クーラー(モーター駆動型)	22.2又は22.4	山吹色(3)	10YR 7.5/14	2309	
部)	作業台類	一般作業台, 洗浄台, 乾燥台等					
		可搬型作業台(AIM-9搭載用), 可搬型作業台Ⅱ型(掩体用)	22.2又は22.4	OD色	7.5Y 3/1	2314	
	 上げ下げ機器類	ミサイル搭載機(AIM-7用)	22.2 / (\$22.1	ODL	1.01 0/1	2011	
		ジャッキ類, クレーン類, 脚立, 各種受台, 翼バサミ, リフト, 吊り上げ具等	22.2又は22.4	黄赤	2.5YR 6/13	2205	
	その他	ウェポンクレードル(BOMB搭載用)	22.2又は22.4	OD色	7.5Y 3/1	2314	
	て 07世	乗客プラットフォーム,荷積ランプ	22.2又は22.4	白(1)	N9.5	2801	
	屋内固定機械類	工作機械, 板金, 木工, 小型諸機械類					
	整理保管用棚類	工具棚, 工具キャビネット, 部品棚, 材料棚類	22.2又は22.3	明るい灰色	N7.5	2701	
> . / 14 MM 1.4	手工具類, 収納箱類						
(外部)	測定試験器類	テストスタンド・マグナフラックス・各種テスタ・メータ類					
	屋内火気·電気· 液体装置類	鋳鍛造,表面処理,溶接装置類,充発電,整流装置類	22.2又は22.3	うす緑(1)	10GY 8/1.5	2402	
	動力器材類		22.2又は22.3	明るい灰色	N7.5	2701	
器材内部	無動力器材類		۵۵.۵ <u>X</u> ۷۵۵۵۵	方のベ火巴	6.171	2101	
	その他	整理保管用棚類, 収納箱類	22.2又は22.3	白(1)	N9.5	2801	

 ∞

付 表 1 一 塗 装 系 及 び 標 準 色(続 き)

分類		小分類	器材別	塗装系	標	準色(NDS Z 820	注記	
万 類		小 分 類 	新· 树	(NDS G 8101)	色 名	色の表示記号	色記号	在 記
		燃料油系統	-		赤(1)	5R 4/13	2104	
	配管	水系統			明るい青	2.5PB 5/8.5	2509	子1.1 <i>一</i> = 1 55 云 55 45 35 45 46
器材内部(続き)	系	潤滑油系統			山吹色(2)	2.5Y 8/12	2307	主として配管系統が複雑な場合に適用する。
	統	作動油系統			青磁色	2.5G 6/1.5	2407	- 6 7 11 (- NE / 11 / - D)
		空気系統			スカイブルー	5B 8.3	2502	
	1//	黄白•OD色			黒(2)	N1.5	2812	
	塗	赤			白(1)	N9.5	2801	
マーキング及び	装物	緑·青·灰色		-	山吹色(2)	2.5Y 8/12	2307	安全色彩については
標識	体の色	が は こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ の 他 し こ に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	乗客プラットホーム,荷積ランプのステップ文字		明るい青	2.5PB 5/8.5	2509	JIS Z 9101による。
	屋外	移動式機器類	コンプレッサ, クリーナー, 投光器類, 投光器(けん引式)	22.2又は22.4	白(1)	N9.5	2801	
B-747型及び	白井	=及び被けん引器材類	給油装置類,窒素トレーラー,トーバー,油圧装置 試験器及びグランド・クーラー(モータ駆動型)	22.2又は22.4	白(1)	N9.5	2801	上部と下部の中間部任意 の位置に3:1のラインを入 れる。
B-777型機用整備器材(外部)	日定及い飲けんり番竹類		電源車,エアースタート・ユニット,ホイールブレーキ 交換車,高性能照明車,エアコン車,高所整備作業 台(自走式)		上部白(1) 下部明るい 灰色	N9.5 N7.5	2801 2701	3=赤(1)2104 5R4/13 1=黄土色3311 2.5Y5.5/4 細部は, 承認図面による。
		を台類 ドアげ機器類	一般作業台,整備作業台類 ジャッキ類,ドーリ類,各種受台	22.2又は22.4	明るい灰色	N7.5	2701	